

特別授業

過労死防止・労働条件に関する啓発授業 [厚生労働省 委託事業]

◇挨拶

柏原英人さん 過労死防止大阪センター 事務局長

◇講師

森岡孝二さん 関西大学名誉教授

西垣迪世さん 全国過労死を考える家族の会

長時間労働の現状と過労死防止法の課題

関西大学名誉教授 森岡 孝二

- 1 長時間労働と過労死
- 2 労災請求状況にみる過労死の現状
- 3 依然として続く長時間労働
- 4 過労死防止法の成立と課題

1 長時間労働と過労死

- 過労死とは：**過労とストレスによって労働者の身心が壊れ、死亡するか重度の障害が残ること。**
過労自殺も過労死の一形態
- 過労死防止法第2条の定義<この法律において「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう>。

最大の要因は長時間労働

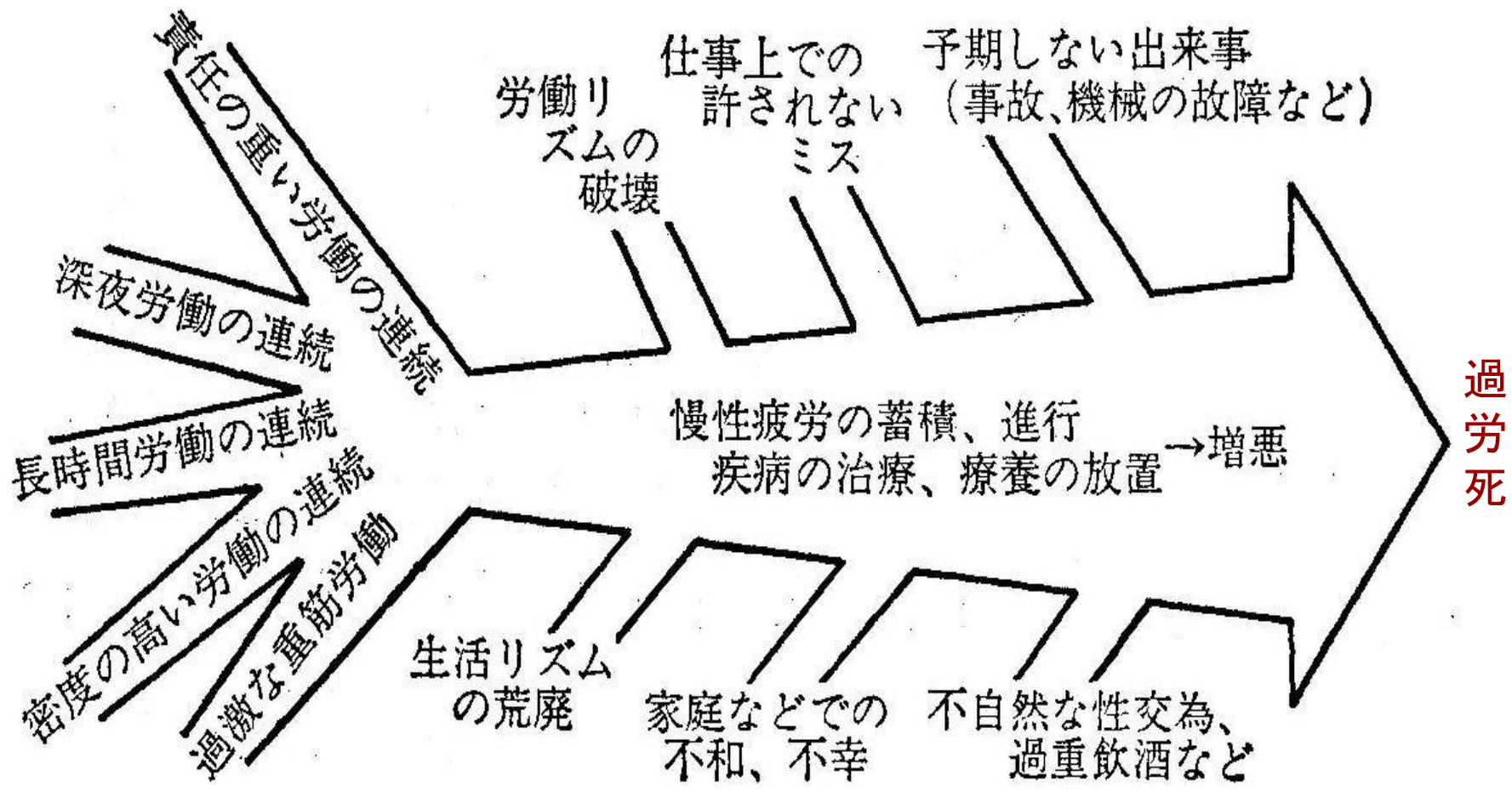
- 過労死の多様な要因

長時間労働、不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、出張の多い業務、交替制勤務、深夜勤務、厳しい作業環境での業務、精神的緊張を伴う業務、異常な出来事など（厚生労働省の「脳心臓疾患に関する専門検討会報告書」2001年）

- 最大の要因は長時間労働

睡眠不足と疲労の蓄積をもたらす

図1 過労死発症のメカニズム



(出所) 細川・上畑・田尻『過労死』(労働経済社、1982年)

1988年の過労死110番の相談事例

- 朝が早く、夜も遅い。帰宅後も夜中まで電話、休日も出かけて行く、やり手の人でした。いつも仕事には夢中でしたが、少し疲れたよと言っていました。大きな原因はストレスと睡眠不足ではないかと思えます（建設・営業・監督）。
- 毎日毎日夜の12時頃までの残業続きで、帰宅は夜中1時。従業員100人余りで残業手当もゼロ。夜食はラーメンくらい、疲労こんぱいの状態で、「もう限界だ、殺される」と、もらした矢先の死で、残された母娘はショックで暫くは立ち直れませんでした（製造・部長）。
- 主人は会社の机の上にマットを敷いて睡眠をとり、帰宅する時間や出勤時間を睡眠時間にあてた。仕事の足どりは妻の私には分からない。出社すれば100%仕事、私は主人の着替えを1週間に2回くらいビルに持参し、また、子どもたちのことはその折りに相談していた。昼食する時間もない様子だった（中小企業役員）。
- 自家用車で通勤していましたので、車からおりるときに両手に鞆と大きな買物袋に書類を沢山持ち帰って、夜大きなテーブル面に並べて書いていました。私は過重だと思いましたので、週休2日制の今日、日曜日までも持ち帰ってせねばならないほど仕事があるのかと尋ねますと----自分だけではない、皆がしていることだからそのようなことは言わないでくれと言いました（電力）。

電通青年過労死事件の最高裁判決

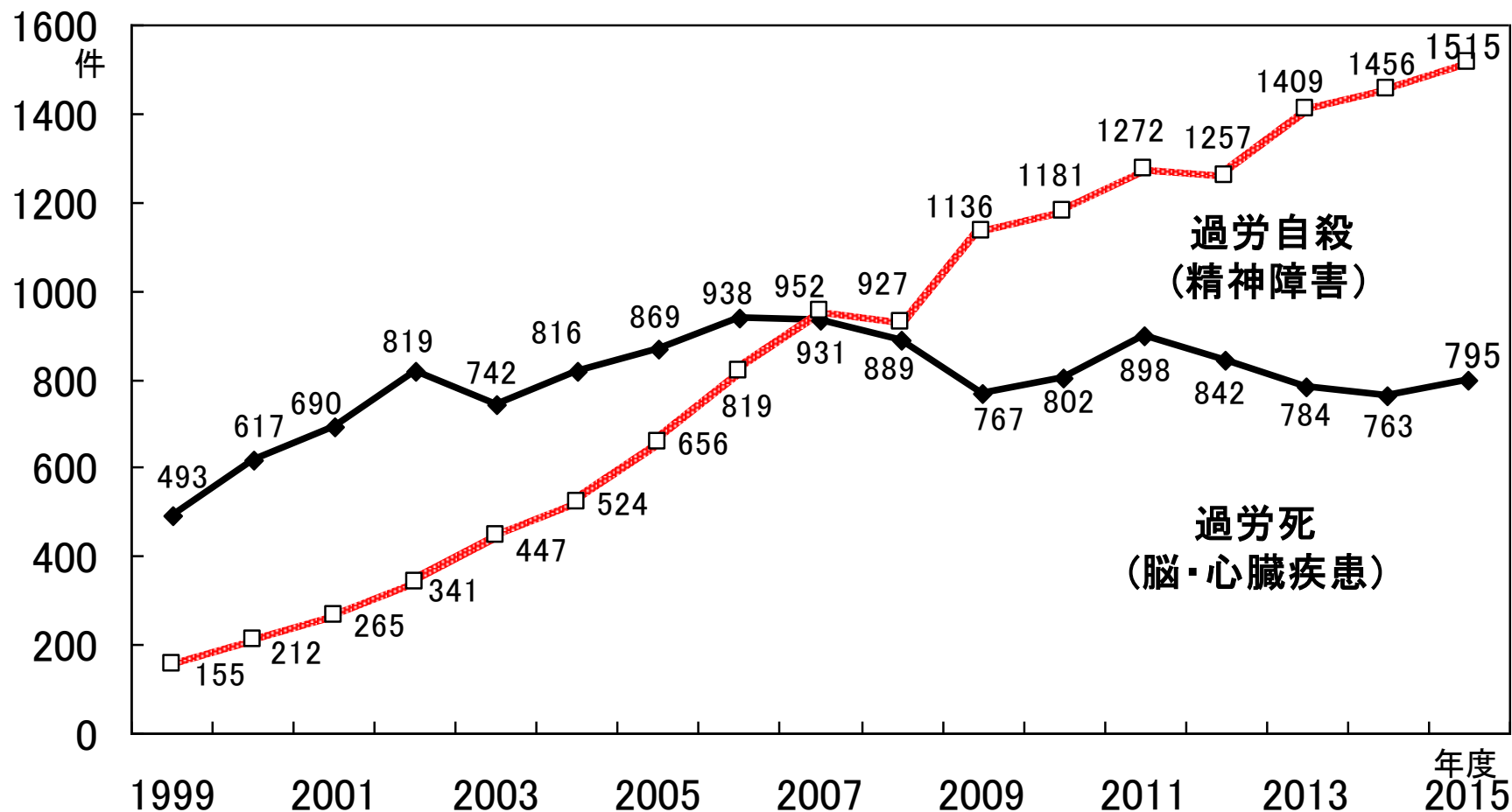
(2000年3月24)

- 労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険のあることは、周知のところである。／使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は、使用者の右注意義務の内容に従って、その権限を行使すべきである。

2 労災請求状況にみる過労死の現状

- ◇過労と過重ストレスによる健康障害の多発
 - 減らない脳・心臓疾患
 - 増え続けるうつ病と精神障害
 - 若年層とホワイトカラーに多い過労自殺
- ◇見かけの労働時間の短縮と恒常的長時間労働
 - 労働時間の性別二極分化(男は残業、女はパート)
 - 長時間残業の過半はサービス残業
 - 36協定による長時間労働の制度的温存
 - 労基法の建前と現実
 - 建前----1週40時間、 1日 8時間
 - 現実----1週50時間、 1日10時間

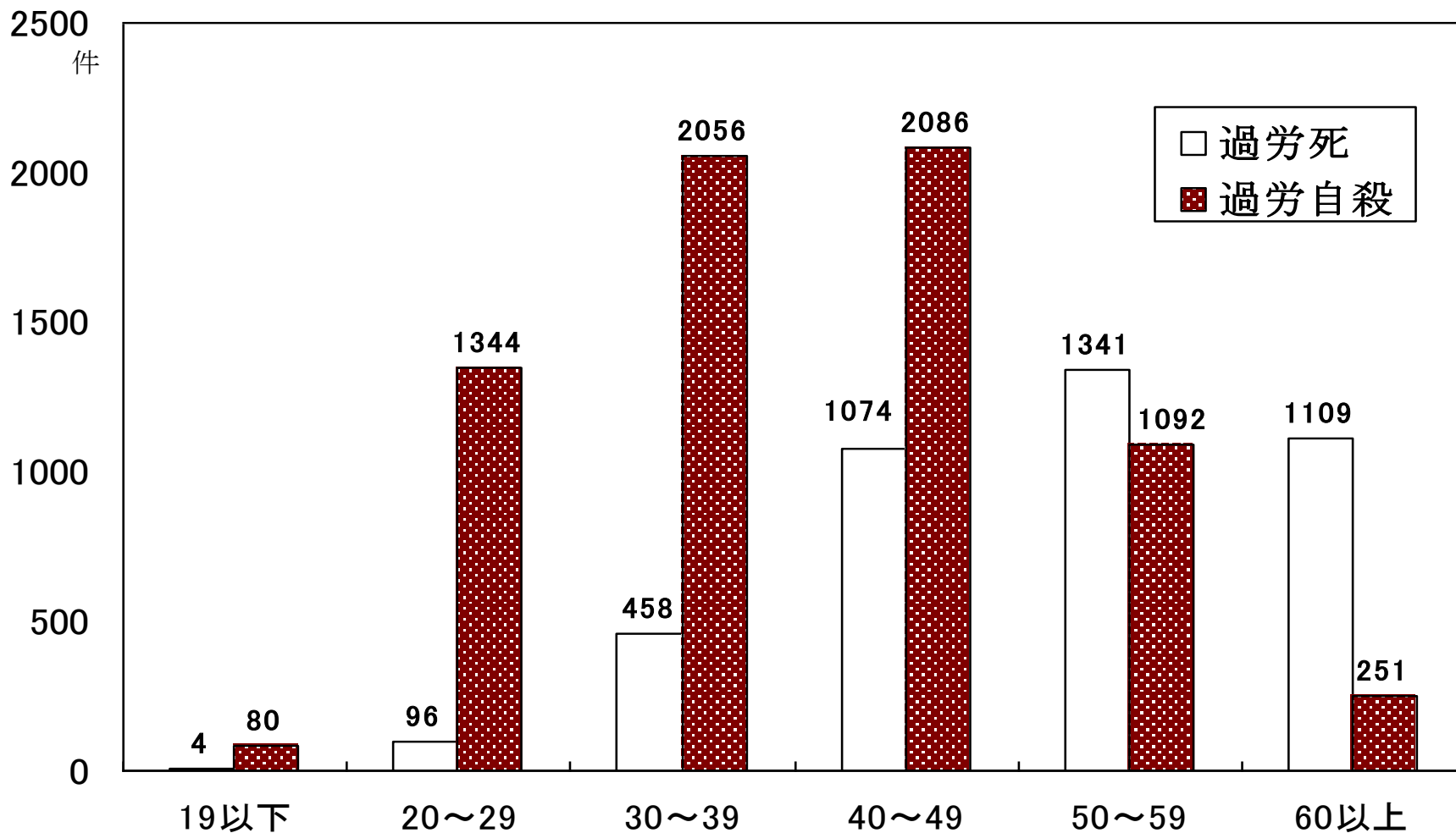
図1 過労死等の労災請求の推移



(出所) 厚労省「過労死等の労災補償状況」

(注) 死亡事案以外を含む

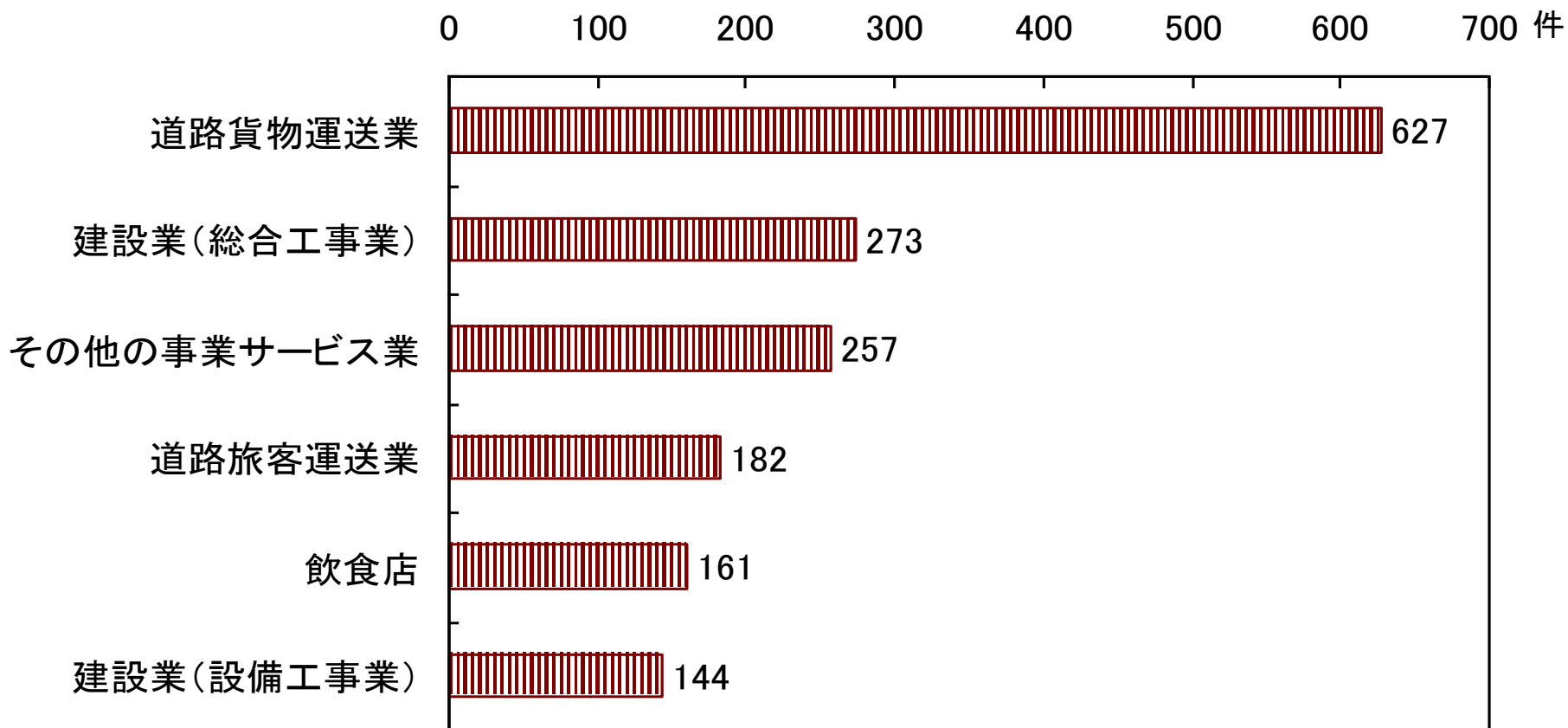
図2 若年層に広がる過労自殺



(出所) 図2に同じ。

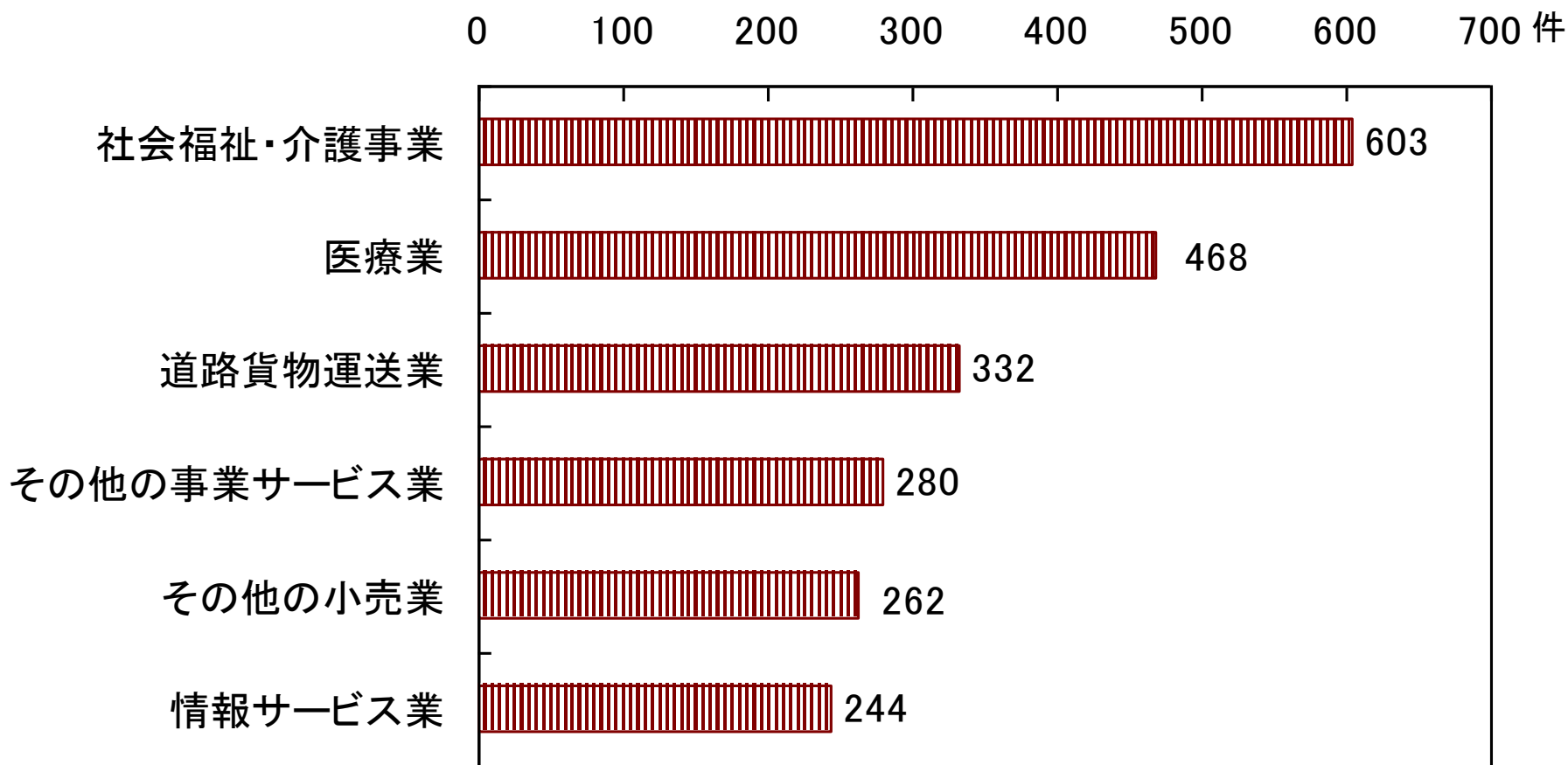
(注) 数字は2011~2015年度の労災申請件数。死亡事案以外を含む。

図3 過労死の労災請求が多い業種 2011~2015年度



(出所) 図2に同じ。

図5 過労自殺の労災請求の多い業種 2011～2015年度

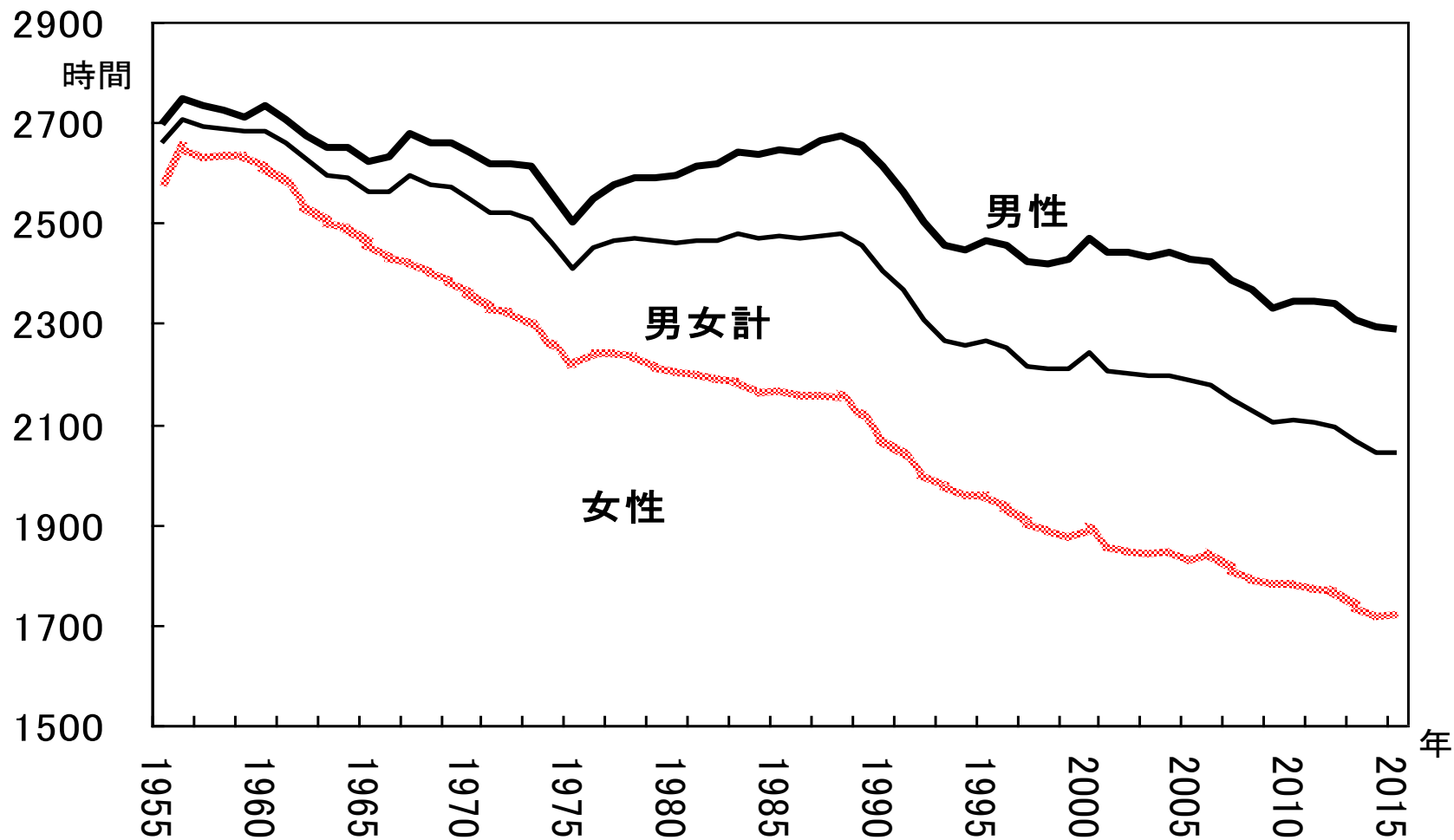


(出所) 図2に同じ。

3 依然として続く長時間労働

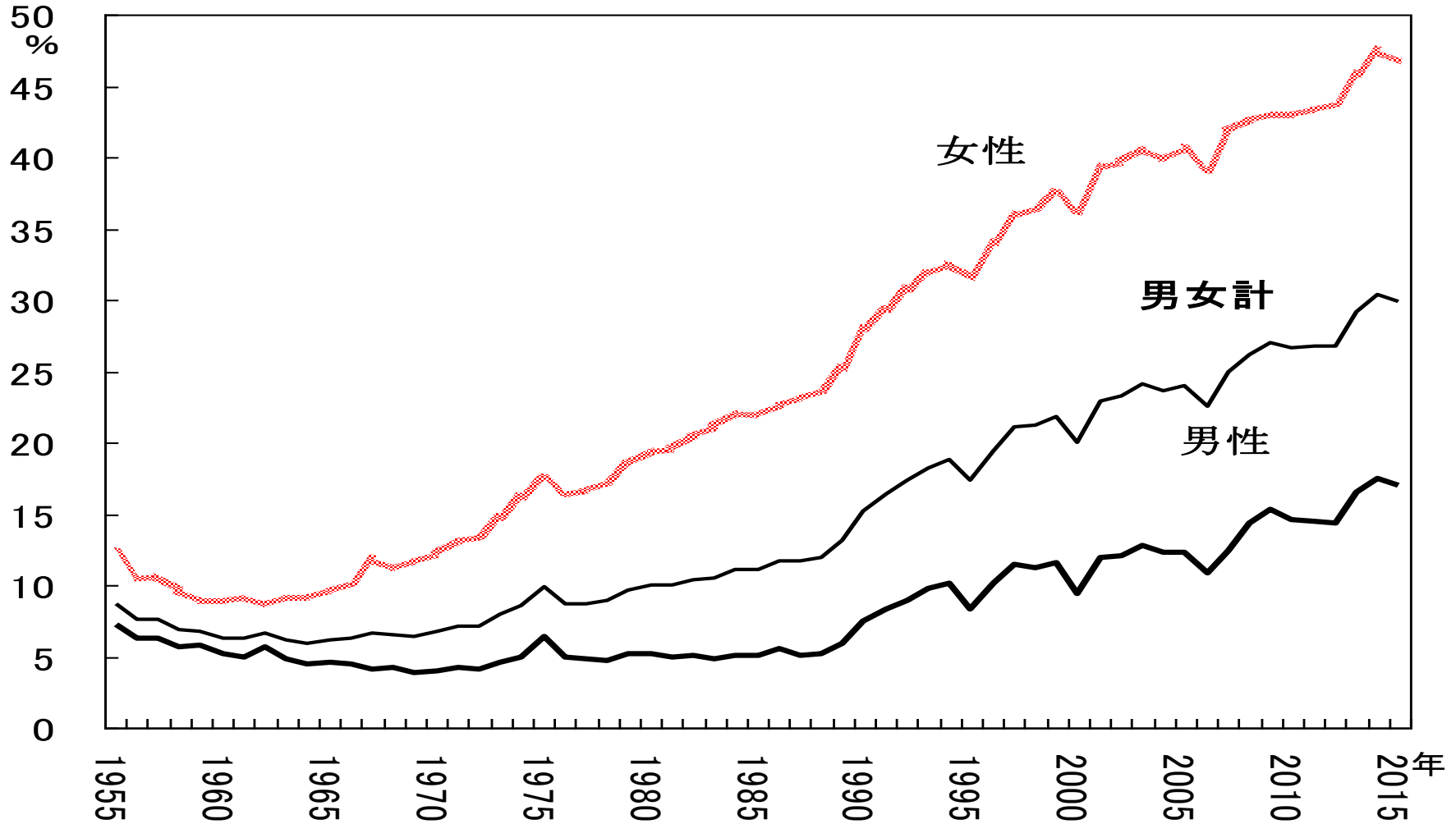
- 1 止まらない非正規労働者の増加
- 2 人員が減って仕事が増える正社員
- 3 労働時間の減少(時短)は平均のマジック
- 4 フルタイム正社員はいまも働きすぎ
グローバル化、情報化、過剰サービス化、金融化、雇用の非正規化
1987年労基法改正による週40制への移行----平日の労働時間の増加
- 5 先進国で例外的に長い日本の労働時間
欧米より年間500~600時間、3~3.5ヵ月も長い

図5 労働時間の長期的推移



(出所)総務省「労働力調査」時系列データ

図7 パートタイム労働者の増加傾向



(出所)総務省「労働力調査」時系列データ

日本経団連役員企業の36協定 2008年度

企業名	延長することができる最大時間				過半数代表者
	1日	1か月	3か月	1年	
キヤノン	15時間	90時間	—	1080時間	労働組合
トヨタ自動車	8時間	80時間	—	720時間	労働組合
新日本製鐵	8時間	100時間	—	700時間	労働組合
新日本石油	—	100時間	—	480時間	労働組合
三菱商事	5時間	43時間	—	360時間	労働組合
パナソニック	13時間45分	100時間	—	841時間	労働組合
第一生命	—	45時間	—	360時間	判読不能
三井物産	12時間45分	120時間	—	920時間	労働組合
東レ	—	160時間	—	1600時間	労働組合
みずほFG	11時間	90時間	—	900時間	従業員代表
日立製作所	13時間	—	400時間	960時間	労働組合
三菱重工業	13時間30分	—	240時間	720時間	労働組合
野村H	8時間	104時間	—	360時間	従業員代表
全日本空輸	7時間	30時間	—	320時間	労働組合
三井不動産	4時間30分	90時間	—	360時間	労働組合
東京電力	12時間10分	100時間	—	390時間	労働組合

表1 日本経団連役員企業の36協定 2015年度

企業名	1か月	3か月	1年
東レ(株)	100h		900h
新日鉄住金(株)	80h		700h
トヨタ自動車(株)	80h		720h
(株)日立製作所		400h	960h
JXホールディングス(株)	120h		600h
日本電信電話(株)	150h		1000h
野村置券(株)	72h		360h
日本生命保険相互会社			
(株)三菱東京UFJ銀行		180h	480h
三菱重工業(株)		240h	720h
住友化学(株)	100h		1200h
三井物産(株)	120h		920h
日本郵船(株)	90h		810h
東京ガス(株)		240h	510h
三菱商事(株)	100h		620h
(株)三越伊勢丹	80h		600h
(株)三井住友銀行	80h		960h

表2 フルタイム労働者の週労働時間の推移

	1976	1981	1986	1991	1996	2001	2006	2011
男女	46.7	49.7	50	49.1	48.8	48.2	50.1	50.1
男性	48.2	51.1	52.4	51.5	51.3	51	52.8	53.1
女性	43.5	46.7	44.9	43.9	43.4	42.4	44.3	43.7

(出所) 黒田祥子「日本人の働き方と労働時間に関する現状」(内閣府規制改革会議雇用ワーキンググループ資料、2013年10月31日)。

表4 過労死等の月残業時間別認定件数

2011年度～15年度の累計

	脳・心臓疾患	精神障害
80 時間以上～ 100 時間未満	537	129
100 時間以上～ 120 時間未満	310	245
120 時間以上～ 140 時間未満	199	172
140 時間以上～ 160 時間未満	106	99
160 時間以上	124	230
80 時間以上合計	1276	875

(出所)厚生労働省「過労死等の労災補償状況」各年版

4 過労死防止法の意義と課題

- 過労死を法律名に入れ、過労死防止を国の責務として定めた最初の法律
2014年6月成立 同11月施行
- 過労死の実態を調査研究し、効果的な防止対策の取り組みに生かす
(対策: ①調査研究、②啓発、③相談体制の整備、④民間団体支援)
- 過労死防止の重要性についての国民の自覚を促すために、教育・広報を通じて啓発活動を推進、11月が「**過労死等防止啓発月間**」に
- 過労死防止対策の「大綱」を作成するため「協議会」を設け遺族の声を聞く。
実行委員会から7名が参加、2015年7月に大綱を閣議決定。
- 2016年10月 最初の「**過労死等防止対策白書**」(過労死白書)を公表
- 今後の課題----サービス残業の解消、36協定の指導基準の強化、
最低11時間休息制度の導入、年休の完全消化、連続休暇の取得、
などに向けての法制上・財政上の措置へ
- 過労死防止法は過労死をなくす第一歩、規制力をもつ法改正へ

長時間労働は諸悪の根源

- ①睡眠時間が削られる
- ②過労死・過労自殺が増える
- ③自由時間と余暇が削られる
- ④社会参加や政治参加が阻まれる
- ⑤低賃金が構造化する
- ⑥失業と貧困が広がる
- ⑦少子化が進む
- ⑧家族と地域が壊れる
- ⑨ブラック企業がはびこる
- ⑩経済が衰退する

ご静聴ありがとうございました。

<拙著紹介>

- ・ 『働きすぎの時代』2005年、岩波新書。
- ・ 『強欲資本主義の時代とその終焉』桜井書店、2010年。
- ・ 『過労死は何を告発しているか—現代日本の企業と労働』岩波現代文庫、2013年。
- ・ 『雇用身分社会』岩波新書、2015年。

過労死ゼロへ

関西大学
名誉教授 森岡 孝二氏

今年十月八日の新聞各も担当するように。業務紙は、過労死防止法に基は多忙を極め、うつ病発づく最初の白書の発表 症前一カ月に当たる十月と、昨年のクリスマスに 九日から十一月七日まで過労自殺した電通新入社の残業は、百五時間に及員の労災認定を大きく報んだ。睡眠が一日当たりじた。今回は問題の重要 二時間、一週間で十時間性から、この過労自殺事しか寝ていない時もあった。件を特別に取り上げる。た。上司から「君の残業時間は会社にとって無駄」髪がボサボサ、目が充血したまま出勤する

多忙極め入社 8カ月で自殺

被災者の高橋まつりさん(当時24歳)は、二〇一五年(平成二十七年)三月に東京大学文学部を卒業し、四月一日、電通に入社した。入社研修(平成三年)に大嶋一郎(当時24歳)が過労「電通青年過労自殺」として知られるこの事件で、六月から自動車・火災保険に加入した。彼の死亡前の月平均残業は、二〇〇〇年(平成十採用になった十月一日か 時間は百四十七時間にも上った。宴席で上司が革靴の中にヒールを入れ

第6回

なぜ防げなかったのか



もりおか・こうじ 昭和19年3月24日生まれ、72歳。大分県出身。41年香川大卒、44年京大院博士課程退学、58年関大教授、平成25年名誉教授。専門は株式会社論、企業社会論、労働時間論。NPO法人「働き方ASU-NET」代表理事。『雇用身分社会』『働かざる者の時代』(岩波新書)など著作多数。

しく問う以下のような判て、その権限を行使すべし決を出している。

「労働者が労働日に長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負担等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険のあることは、周知のところである」

「使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負担等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意すること」

生かされな
かった教訓

この判決は、その後の二十五年前の大嶋事件では、「取り組んだら『放すな』。殺されても放すな。目的完遂までは…」司法判断のよりどころとなり、特にそれまで置き去りにされてきた過労自「鬼十則」が非難を浴びる契機となった。さら年(昭和二十六年)に作

高橋まつりさんのSNS上の書き込み

- 10月13日
「休日返上で作った資料をボロくそに言われた。もう体も心もスタスタだ」
- 11月5日
「土日も出勤しなければならないことがまた決定し、本気で死んでしまいたい」
- 12月20日
「男性上司から女子力がないだのなんだのと言われるの。笑いを取るためのいじりだとしても我慢の限界である」

高橋さんの残業は月百時間を超えた時もあったが、会社の記録上は六十九時間台になっている。これは三六協定(労使協定)で残業の限度時間が七十時間になっていたために、つじつま合わせをした結果だ。

若者の過労とストレスによる自殺が増え続けている。国と企業には長時間過重労働の解消に本気で取り組むことが求められている。

に、二〇一四年(平成二十六年)に成立した過労死防止法に法理上の根拠を与えたのも電通青年過労自殺事件の最高裁判決だった。

では自社の過去の過労自殺事件は教訓として生かされることはなかった。

過労死・過労自殺を防

止するには、労働時間の正確な把握が欠かせない。しかし、電通は労働時間の把握を社員自主申告にさせて、残業の時間数がある範囲内に抑える操作を行っていた。

「息子の過労死から過労死防止を願う」

—大手電機メーカー I T 関連子会社システムエンジニア過労死事件—

全国過労死を考える家族の会兵庫代表 西垣迪世

1 息子はどのような青年であったか

2 事件の経緯

2002年4月 入社（川崎市） 2002年12月 配置転換 2003年2月 二度目の配置転換
2003年4月 三度目の配置転換（地上デジタル放送関係のプロジェクトへ異動）
2003年4月 このころから長時間労働が目立つようになる
2003年6月 四度目の配置転換（同じプロジェクト内での異動）
2003年8月上旬 職場が本社川崎市から東京に変更（職場環境悪化）
2003年11月 休職 2004年2月 復職 2005年8月 休職 2005年11月 復職
2006年1月 治療薬の過量服薬により死亡（27歳）（事故死か自死かは不明）
2006年4月 労働基準監督署に労災申請
2007年12月 同署が労災を認めず、不支給決定
2008年1月 審査請求 2008年7月 審査請求棄却 2008年9月 再審査請求
2009年2月18日 東京地裁へ行政訴訟提起
2009年6月 再審査請求棄却
2011年3月25日 東京地裁判決・勝訴確定（労働災害認定）
2012年6月 会社と労働条件改善を含む和解成立



3 息子の過労死の実態

- ①長時間労働 ・月 129 時間十日々数十分（30～80分）月 150 時間を超える時間外労働
・約 37 時間連続勤務（朝 9 時～翌晩 10 時前） ・法定時間外労働 87 時間/5 か月
- ②重い責任と度重なる仕様変更と納期のプレッシャーによるストレス
- ③劣悪な労働環境
- ④増員なし ⑤社内にうつ病患者多し ⑥労務管理が十分にされていない

4 労働条件（36協定の特別条項）

・1日13時間 ・3か月300時間 ・1年960時間

5 労働災害が認められるために立証すべきこと（裁判の争点）

- ①業務（過重労働）と精神障害（うつ病）発症との因果関係（発症時期）
- ②業務と死亡との因果関係

6 息子のブログ

7 息子を死に追いやった背景

8 行政裁判を終えての今後の課題

- ① 息子の過労死の事実を多くの方にお知らせ←息子の死をなるべく隠したい
- ② SEの労働条件の改善と過労死の予防

9 過労死等防止対策推進法の成立と大綱について

2009年 過労死防止を国会議員へ遺族が要望→「過労死防止基本法が必要だ」

2010年10月 過労死防止基本法制定を目指す第1回院内集会

2011年11月 過労死防止基本法制定実行委員会立ち上げ

・署名約55万筆 ・地方議会の意見書143(内10道府県)

・院内集会10回 ・超党派議員連盟約130人

(2012年5月 兵庫実行委員会立ち上げ)

(2012年9月 神戸新聞「過労死防止法で若者守れ」)

2012年10月 日本弁護士連合会人権大会特別報告「過労死と防止法制定」

2013年4月 国連社会権規約審査委員会へ訴え→5月 日本政府へ勧告 (神戸新聞英訳持参)

(2013年10月～2014年6月 全国代表と共に東京常駐、東京の応援)

2013年12月 「過労死防止基本法」野党共同提出

2014年6月 超党派議員連盟「過労死等防止対策推進法」共同提出→6月20日全会派一致で成立

2014年11月1日 過労死等防止対策推進法施行(11月過労死防止啓発月間第1回開始)

2015年7月24日 過労死等防止対策推進法・大綱 閣議決定

2015年11月 第2回啓発月間(予算伴う)→2016年11月 第3回啓発月間

★過労死等防止対策推進法とは

「私たちの要求がほぼ取り入れられ、過労死という文言が初めて入った、歴史的意義を持つ法律」

*条文から：目的と基本理念4つの防止対策

①過労死の実態の調査研究 ②国民への啓発

③過労死の恐れのある人やその家族が相談できる体制 ④民間団体の活動支援

事業主の責務→対策に協力する努力義務

政府は大綱を定め、毎年白書を作成←推進協議会

調査研究の結果→必要に応じ、必要な法制上財政上の措置

施行後3年目途として必要な措置

★大綱の特徴

1 労働時間についての記述多い。

2 事業者には健康確保の責務あり健康安全配慮義務を有する。

3 若者の過労死防止として、大学・高校生への啓発活動の重要性。

4 調査研究の成果を待つことなく、過労死防止は喫緊の課題。

→長時間労働の削減、労働者の健康管理、良好な職場環境と心理的負荷軽減を

5 民間団体への国および地方自治体の支援。

*今後の課題 ① 1日・1週間・1か月・1年の上限を設けること。労働時間把握の厳格化。

② 事業者の過労死防止の責務明記。

③ 労働組合の役割への強い踏み込みを。

④ 公務災害の情報開示の改善。

—調査研究の結果により大綱の見直しを。

—過労死防止のための法制上・財政上措置を。

—過労死防止法の施行後3年目途の検討を。

★初の過労死白書(2016年10月7日)・1か月の残業時間が最も長い正社員月80時間越え 22.7%

(閣議決定)

・「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」4割越え

★過去5年間労災認定事案の分析(精神障害・自殺)・20代22.4% 30代31.6%→計54%

—若者の過労死防止対策の具体化を早急に！—

10 若い皆さんへ願うこと

過労死等防止対策推進法について

総則

目的 近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。

定義 過労死等：業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害

基本理念 過労死等の防止のための対策は、

- 1 過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならないこと。
- 2 国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならないこと。

国の責務等 国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を規定

過労死等防止啓発月間 国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間（11月）を規定

年次報告 政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならないことを規定

過労死等の防止のための対策に関する大綱

政府は、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めなければならないことを規定

過労死等の防止のための対策

①調査研究等（※）、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援を規定

※ 国は、過労死等に関する調査研究等を行うに当たっては、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、業務において過重な負荷又は強い心理的負荷を受けたことに関連する死亡又は傷病について、事業を営む個人や法人の役員等に係るものを含め、広く当該過労死等に関する調査研究等の対象とするものとするを規定

過労死等防止対策推進協議会

厚生労働省に、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるに際して意見を聴く、当事者等、労働者代表者、使用者代表者及び専門的知識を有する者をもって構成される過労死等防止対策推進協議会を設置

過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとするを規定

※施行期日：平成26年11月1日

奴隷的労働の犠牲の上に成り立つIT産業

弁護士 川人 博



SEとは、system engineer (システムエンジニア) の略語のはずだが、私には、slave engineer (スレイブエンジニア=奴隷技術者) の略語のように聞こえてしまう。

本来、SEは、21世紀を担う技術者であるはずなのに、残念なことに、現代日本では、過重労働の代名詞となり、最も過酷な労働に従事している職種となっている。

いわゆるIT革命は、労働現場にSEという新たな技術労働者を大量に生み出したが、彼らの労働条件に関する規制がほとんど行われず、長時間労働、劣悪な労働環境が野放しとなり、結果として、多くの職場で過労死・過労自殺、そしてうつ病などの様々な疾患が発生している。

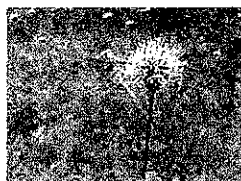
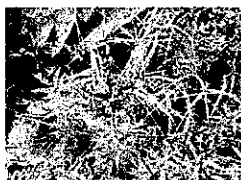
実際21世紀に入り、「過労死110番」にはSEの自死相談が多数入っている。最近5年間で言えば、職種が判明している自死相談が68件であるが、そのうち、SEの自死事案が20%を超えている。さらに、亡くなったSEのほとんどが若い世代の労働者である(死亡した人のうち20代が36%、30代が50%)。

西垣和哉さんは、過重労働の末にうつ病に罹患し薬の過剰摂取で亡くなった。実質的には、頻発する自死事案と同様の内容と思う。

将来を担う若者たちが次々と命まで奪われるような異常な事態を一刻も早く是正しなければならぬ。

現代のSEの過酷な労働実態は、今から200年以上前の産業革命直後の鉱山や工場とよく似ている。技術革新による新しい産業・職種が生まれるとき、企業が目先の利益のみを追求し、国民が目先の便利さのみに目が行ってしまい、働く者のいのちと健康がないがしろにされてしまうのが歴史の教訓でもある。

それだけに、西垣和哉さんのお母さん、同僚・友人たち、そして多くの支援者の方々の長きにわたる活動は、人間の尊厳を守るたたかいとして、SEの労働現場を改善していくための歴史的な第一歩となったと確信している。



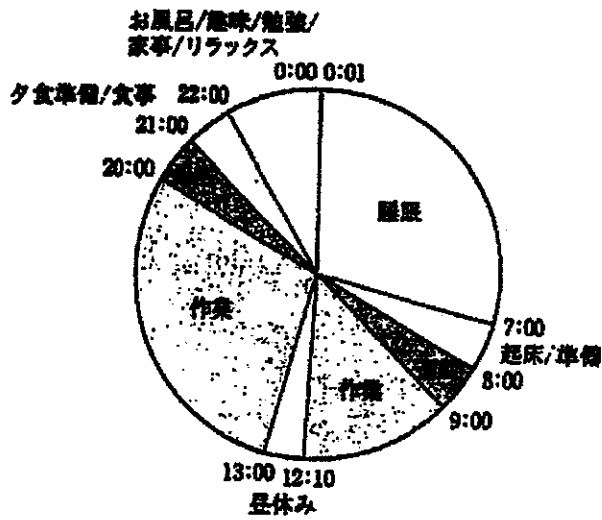


図 6-6 新入社員の平均的な一日

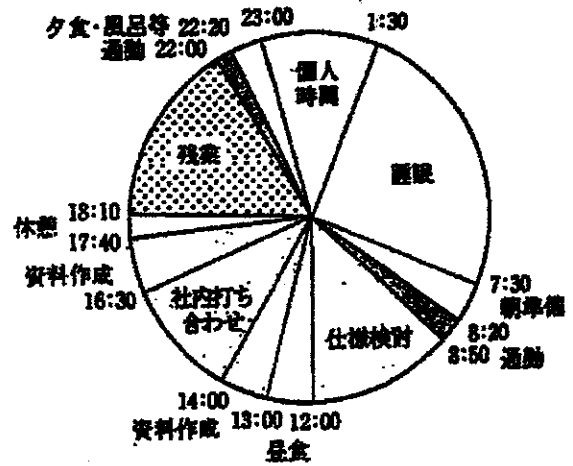


図 6-7 先輩社員の働き方の推奨例

(1) 被災者の過重労働と精神障害発症の因果関係

・ 長時間労働 (法定時間外労働)

	原告主張	被告主張
平成 15 年 3 月	36 時間 32 分	29 時間 36 分
4 月	124 時間 39 分	93 時間 25 分
5 月	40 時間 25 分	28 時間 23 分
6 月	97 時間 45 分	72 時間 5 分
7 月	97 時間 27 分	75 時間 19 分
8 月	74 時間 58 分	54 時間 3 分
9 月	37 時間 8 分	21 時間 54 分

和哉さんのブログより抜粋 (取扱注意)

◇だるいです。働きすぎです (04年 8月 20日)。

◇今日もふつーに 28 時までお仕事してきました。でもなんかさすがに本格的に疲れてきたな。土曜は病院で、日曜は情報処理試験ですよ (04年 10月 18日)。

◇うつの原因は確実にお仕事ですね (05年 4月 17日)。

◇「死」ではなく「生きていくのが無理」という闇が心を支配します (05年 5月 7日)。

◇日本人って何でこんなに働くのでしょーかね (05年 12月 16日)。

◇今の仕事どう考えても一人じゃ辛いんですよね。もう少しレハビリ期間として優しい扱いを受けたいものです。…あと誰か一人今の仕事に人員を入れて欲しい。…手を抜きたいのですがスケジュール的にもそんな余裕も無く。自分で言うのもなんですがある程度は期待されているのでそれに応えたいとは思っていますが、…何かこれまでで一番危なっかしい気がします (06年 1月 29日)。

◇「今日は・・・23時半頃から新城でおかんと飯食いました。・・・俺が死んだら悲しむんだろーな・・・最悪な親不孝なのは承知です。・・・何かもう終わってます。」 (2004.12.28)

◇「・・・ふつーに働いて、ふつーに貯金して、ふつーに遊びに行って (これは出来るか)、ふつーに彼女作ろうと努力して、ふつーに買い物行ったりして、全てひっくるめて、ふつーに生活をしたいものです。」 (2005.03.24)

◇「鬱っぽい事。・・・自分には存在価値が無い。これがどれほど痛いことなのか。これから先それと仲良く生きていける自信が全くありません。・・・そういえば寝る事にすら恐怖感があるのですよね最近。・・・」 (2006.01.10)

労働時間集計表 平成15年6月13日～7月12日

月	日	曜日	労働時間 (始業～終業)	一日の			備考	総労働 時間数	時間外 労働時間数
				拘束時間数	労働時間数	休憩時間数			
7	12	(土)	10:55～21:00	10:05	8:45	1:20	休日勤	① 79:07	⑥=①-40
7	11	(金)	8:33～0:52	16:19	14:29	1:50			
7	10	(木)	8:42～0:38	15:56	14:06	1:50			
7	9	(水)	9:00～22:57	13:57	12:07	1:50			
7	8	(火)	8:48～21:55	13:07	11:47	1:20			
7	7	(月)	8:57～5:20	20:23	17:53	2:30			
7	6	(日)	～	0:00	0:00		休日		
7	5	(土)	13:30～0:58	11:28	10:28	1:00	休日勤	② 75:01	⑦=②-40
7	4	(金)	8:51～0:42	15:51	14:01	1:50			
7	3	(木)	12:46～0:43	11:57	10:57	1:00	前休		
7	2	(水)	8:51～1:46	16:55	15:05	1:50			
7	1	(火)	8:57～22:04	13:07	11:47	1:20			
6	30	(月)	8:52～23:25	14:33	12:43	1:50			
6	29	(日)	～	0:00	0:00		休日		
6	28	(土)	～	0:00	0:00		休日	③ 57:45	⑧=③-40
6	27	(金)	12:47～0:04	11:17	10:17	1:00	前休		
6	26	(木)	8:51～19:52	11:01	10:11	0:50			
6	25	(水)	12:39～23:08	10:29	9:29	1:00	前休		
6	24	(火)	8:51～1:12	16:21	14:31	1:50			
6	23	(月)	8:50～23:57	15:07	13:17	1:50			
6	22	(日)	～	0:00	0:00		休日		
6	21	(土)	13:54～18:42	4:48	4:18	0:30	休日勤	④ 66:19	⑨=④-40
6	20	(金)	8:52～0:17	15:25	13:35	1:50			
6	19	(木)	12:48～0:21	11:33	10:33	1:00	前休		
6	18	(水)	8:53～0:04	15:11	13:21	1:50			
6	17	(火)	8:50～23:53	15:03	13:13	1:50			
6	16	(月)	8:51～21:30	12:39	11:19	1:20			
6	15	(日)	～	0:00	0:00		休日		
6	14	(土)	11:05～18:51	7:46	6:26	1:20	休日勤	⑤ 18:45	X=8:00 10:45
6	13	(金)	8:52～22:31	13:39	12:19	1:20			
合計				拘束時間数 333:57	就労日数 25	一日平均労働時間 11:52	①～⑤ 296:57	⑥～⑩ 128:57	

139201
↓
150名以上

個人別勤務月報

2003年09月01日 ~ 2003年09月30日

2007/12/13 15:57:32

社員番号: XXXXXXXXXX 氏名: 西垣 和哉
所属:

月日	勤務区分	届出(1)	入場	申請入場	退場	申請退場	作業時間	過不足	早出	残業	深夜残業	休日残業	休日深夜	明勤残業
09/01	月 定全		8:28			21:52	11'32			3'42				
09/02	火 定全			9:00		19:29	9'09			1'19				
09/03	水 定全			9:00		17:40	7'50							
09/04	木 定全	年休												
09/05	金 定全			9:00	21:46		11'26			3'36				
09/06	(土) 定全													
09/07	(日) 定全	年休												
09/08	月 定全		8:38			21:12	10'52			3'02				
09/09	火 定全			9:00		20:00 AM	9'40			1'50				
09/10	水 定全			9:00		22:30 AM	21'00			7'20				
09/11	木 定全			9:00		21:54	11'34			3'44				
09/12	金 定全													
09/13	(土) 定全													
09/14	(日) 定全													
09/15	(月) 定全													
09/16	火 定全			9:00		17:40 AM	7'50			3'50				
09/17	水 定全			9:00		27:03 AM	16'10			3'50				
09/18	木 定全			9:00		23:08 AM	12'18			3'10				
09/19	金 定全			9:00		21:20	11'00							
09/20	(土) 定全													
09/21	(日) 定全													
09/22	月 定全			9:00		17:40	7'50							
09/23	(火) 定全													
09/24	水 定全			9:00		17:40	7'50							
09/25	木 定全			9:00		21:00	10'40			2'50				
09/26	金 定全			9:00		17:40	7'50							
09/27	(土) 定全													
09/28	(日) 定全													
09/29	月 定全			9:00		17:40	7'50							
09/30	火 定全			9:00		17:40	7'50							

30分後

5'50

4'30
0'38

30分のみ自社
次の10Lまで

↓
以後、体調限界で
定時退社する。
(翌月本社約1/2に)
10月
11月3月内のみ本社
↓
休職へ

見る 思う



西垣 迪世

過労死防止法で若者守れ

この国に過労死防止法を求め、北陸から九州まで多くの方々に訴えている。若後は一人息子と、教師時代の教員たちと離れ離れなつもりだった。

過労死を考える家族の会

2006年冬、神奈川県でシステムエンジニアとして働いていた息子が、27歳で突然亡くなった。その知らせを授業中に受けた。救急車で運ばれ、看病のつもりで駆け付けたのに、

息子はもう冷たかった。大ですべてやり直し。俺たち事な息子が何も言わない。ただ横たわっていた。一体何が起きたのか。なぜこんなことになってしまったのか。息子の人生とともになんか、机にうつみせて朝のの人生も終わってしまったと悟った。息子と私の幸せ

は私が聞いていた状態をば、労働条件を改善し、長時間

そして大切な家族を守るた

が失われる。

な人生の終焉だった。息子はシステムエンジニアとして過酷な日々を送っていた。技術があった故に即戦力として働かされ、深夜はもちろん、早朝まで、いや、徹夜して翌朝10時までの37時間連続勤務。おまけに朝になれば、仕様変更

るかたしのご先懸なものだ。労働による健康障害、労働災害の撲滅に向けて取り組む旨の決意を表明した。会社は今後の改善努力に期待したい。

この不況を背景に、過労死・過労自殺が増え続けている。過労自殺は20代、30代の若者が過半数を占め、

死・過労自殺が増え続けている。過労自殺は20代、30代の若者が過半数を占め、

も、総合的な対策を行うこと一を柱としている。

にしがき・みちよ 1944年、神戸市生まれ。67年大阪学芸大学(現大阪教育大学)卒。元小中高校教師。現在、過労死防止法兵庫実行委員会の事務局長を務め、法制定に向け署名を集める。事務局 ☎078・241・1898。神戸市在住。

SE業界「死の行進」

働く

追いつめられて ①

福岡市に住む男性(31)には、東京でシステムエンジニア(SE)をしていたころの忘れられない風景がある。

午前1時過ぎ。広さ約900平方メートルのオフィスでは、あちこちでキーボードをたたく音が聞こえた。

目がかすみ、パソコンのモニターに文字がぼやける。頭が鈍く痛む。終日パソコンの前に座っているため、肩も腰もこわばってきた。

「もう限界。寝かせてもらおうわ」。男性はパイプイスを3脚並べ、その上にスーツのまま横になった。都内のオフィスから神奈川県内の寮に帰る終電は、もうなかった。

同じ列の2、3席先に座る同期の西垣和哉さん(当時24)が、けだるそうにパソコン

ンに向かっている。「そんなをやったら、もたんのた」と思ったが、声はかけなかった。数十分後、和哉さんも限界に達したのか、パソコンを片付けて机に突っ伏した。2003年の秋ごろだった。

2人は、電機・IT大手富士通の子会社

のSE。コンピュータを目的通りに動かすためのプログラムを書く仕事だ。期限までに仕上げため、深夜まで作業することも

それではなかった。その年の11月、和哉さんの欠勤が増えた。「抑うつ状態」と診断されて休職。3カ月後に復職したが回復せず、

月後に復職したが回復せず、ログには「もっと健康的に生きたい」と書いた。06年1月、うつ病の治療薬を大量に飲

デスクの主な要因

- **人員不足**
もともとSEの数が足りない上、体調を崩した人が休むと、残った人の負担がさらに増える
- **労務管理の目ざ**
若い管理職が多く、過重労働への問題意識が乏しい。顧客に常駐する場合には、会う機会も少ない
- **顧客対応**
顧客から急な仕様変更を求められると、作業のやり直しが発生する
- **迫る納期**
予算を減らすため、顧客から短期間での作業を求められる。納期前のテストで不具合があると、徹夜で作業することも
- **不規則な生活習慣**
システム納入後も、運用中のトラブルには24時間態勢で対応

SEの仕事の流れ

日立健康管理センターの林剛司センター長(産業医)による

迫る納期、連日の残業 ■「みんなも疲弊」休めず

んで死亡した。27歳だった。男性も05年2月、

やめた。布団から起き出せなくなり、「抑うつ状態」と診断された。「僕たちはデスクマシー(死の行進)に巻き込まれたんだと思う」

人員不足の中で納期に間に合わせるため、連日の残業を求められる。誰かが休むと残った人の負担がさらに増える

情報通信産業の労働環境に詳しい、産業医の林剛司さん(日立健康管理センター)によると、SEたちが働く現場で、体調を崩す人が続出する状況は「デスクマシー」と呼ばれる。米国のSEが使

林さんは「管理職が若い情報通信産業では、労働時間や健康面の管理が徹底されない企業がある。コスト削減を意図するあまり、デスクマシーに近い状態に陥る職場が多い。

近いうちに、母の迪世さんが描いた



業界全体の課題だ」と話す。和哉さんは兵庫県生まれ。情報処理を学ぶ専門学校を卒業し、02年4月、

に入った。2人で暮らしてきた母の迪世さん(68)には「関東の方が大きい仕事ができる」と抱負を語っていた。

最後に和哉さんと話したのは、亡くなる3カ月前。2回目の休職に入り、神戸市の実家に帰ってきた時だ。目がうつろで、しばしば話が途切

られた。「会社辞めたら」と説得したが、「うつなのは他の人も同じや。働かながら治すしかない」と聞かなかった。

迪世さんは3度にわたって労災を申請したが、国は認めなかった。09年2月、東京地裁に提訴。11年3月に勝訴し、労災が認められた。

判決によると、和哉さんは入社1年後、テレビ局向けシステムの開発を担当し、急に忙しくなった。残業時間は、03年4月で103時間以上、7月も98時間以上だった。徹夜や休日出勤もあったが、メンパーは増えなかった。

オフィスには、社外も含めて200人以上のSEらが集まっていた。長机の上で仕事

道具のノートパソコンを開く。1人分の作業スペースは幅80センチほどしかなかった。室内の二酸化炭素の量は、国が定める基準を越えていた。判決は「(和哉さんの)心理的

負担の程度は『過重』と評価するのが相当」として、国の不認定処分を違法だとした。

は再発防止策をとると約束した。広報室の担当者は「労働時間の短縮や、休憩設備の設置などで労働条件の改善に取り組んでいる」と話す。迪世さんは会社

の改善を見守ると共に、国に過労死問題への取り組みを義務づける「過労死防止基本法」の制定を呼びかける。

同期の男性は退職後、ほかのソフトウェア会社に営業職として入った。「デスクマシーを起こしたくない」と、SEの健康管理や顧客との調整を引き受けた結果、自分の残業が増え、再びうつ状態に。退職し、今は体調を整えながら仕事を探している。もう、SEに戻るつもりはない。(牧内昇平)

長時間労働やストレスに追いつめられ、亡くなる若者がいる。何があったのか。

長時間労働やストレスに追いつめられ、亡くなる若者がいる。何があったのか。

